

条例の制定

会計年度任用職員の勤務時間や休暇等について規定します

原案可決（賛成全員）

主な内容 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の勤務時間や休暇等について必要な事項を定めるため、条例を制定します。

水防センターの設置・管理・運営について規定します

原案可決（賛成全員）

主な内容 玉村町水防センターは、防災に関する資材等の備蓄を行い、災害時における防災拠点として、また、平時においては、自主防災組織等が防災活動を行う場として整備されるため、基本的な事項として、センターの名称・位置・行う事業・使用者の範囲等を条例で定めます。



完成した水防センター

（条例の施行日は全て令和2年4月1日）

条例の改正

総合計画策定についての規定内容を変更します

原案可決（賛成全員）

主な内容 総合計画の策定については、玉村町自治基本条例において規定しています。しかし、社会情勢等の変化に対応した計画としていくため、総合計画の構成等を柔軟に定められるよう規定内容を変更します。

機能別消防団員制度を導入します

原案可決（賛成全員）

主な内容 玉村町消防団における機能別消防団員制度の導入に伴い、新たに団員を基本団員、機能別団員の2種類に区分し、それぞれの定数を定めるよう改正します。これにより、消防団員の負担軽減や消防防災力の充実を図ります。

宅地造成事業特別会計を廃止します

原案可決（賛成全員）

主な内容 玉村町宅地造成事業特別会計は、文化センター周辺土地区画整理事業における用地取得や販売の事業実施のため設置しましたが、令和元年度末で当初の目的が完了したため廃止します。

（条例改正の施行日は全て令和2年4月1日）

令和元年度 補正予算

一般会計補正予算（第8号）

年度末のため、事業費の確定や経費の節減などにより、1億7159万円を減額し、総額112億1416万円となりました。

【主なもの】

ふるさと納税奨励事業

886万円

ふるさと寄附金の増加に伴い、返礼品や配送手数料等の経費が増加したため、886万円を追加しました。なお、歳入のふるさと寄附金では、1300万円を追加しました。

プレミアム付商品券事業

▲1億4280万円

プレミアム付商品券の販売数が当初の予定より少なかったことにより、1億4280万円の減額となりました。

未就学児集団移動経路安全確保緊急対策事業

836万円

国の補正予算により、道路の安全点検や指摘のあった箇所について改良工事を実施できる見込みとなったため、工事請負費として836万円を追加しました。

指定管理者の指定

『健康の森児童館』の指定管理者が決まりました

原案可決（賛成全員）

健康の森児童館では、これまで児童館と放課後児童クラブの運営を行ってききましたが、令和2年4月から芝根小学校内で放課後児童クラブを開設することとなりました。放課後児童クラブが無くなった後の児童館については、多様化する利用ニーズに効果的に対応し、サービスの維持向上とコスト削減を図るため、指定管理者制度を導入し管理運営を行っていきます。



指定管理者 特定非営利活動法人 おたがいさま

（玉村町飯倉1-79番地2）

指定の期間 令和2年8月1日～
令和5年3月31日まで

提案価格（初年度） 1337万3000円
（次年度以降） 1605万8000円

財政調整基金積立金

2億円

好調な企業業績を受けた法人町民税の増額や地方交付税の増額決定、各種経費の節減により、財政調整基金に2億円を積み立てました。

ふるさと創生基金積立金

1億円

地域振興による町の活性化を図るための財源確保として、ふるさと創生基金へ1億円を積み立てました。

問 この基金は花火大会、ふるさとまつり、町民体育祭、産業祭の原資としているが、基金残高は約3400万円あり、来年度で不足することはない。また、これらの事業は基金がなくなった後も一般財源を充てて継続することができないか。

答 この1億円は使用目的が限定されるふるさと創生基金に積み立てるべきではなく、災害等の不測の事態に備えて財政調整基金に積み立てるべきではないか。

答 地域振興を図っていききたいとの思いを込めてふるさと創生基金に積むこととした。財政調整基金は現在10億円以上あり、万が一の際にも緊急的に対応する予算は確保できると考えている。

問 この基金は竹下内閣の1億円事業から始まり、平成の大合併に伴う伊勢崎佐波広域組合の解散に伴う返還金など、これまで臨時的な収入を積み立ててきた基金である。

条例の改正

総合計画策定についての規定内容を変更します

原案可決（賛成全員）

主な内容 総合計画の策定については、玉村町自治基本条例において規定しています。しかし、社会情勢等の変化に対応した計画としていくため、総合計画の構成等を柔軟に定められるよう規定内容を変更します。

機能別消防団員制度を導入します

原案可決（賛成全員）

主な内容 玉村町消防団における機能別消防団員制度の導入に伴い、新たに団員を基本団員、機能別団員の2種類に区分し、それぞれの定数を定めるよう改正します。これにより、消防団員の負担軽減や消防防災力の充実を図ります。

宅地造成事業特別会計を廃止します

原案可決（賛成全員）

主な内容 玉村町宅地造成事業特別会計は、文化センター周辺土地区画整理事業における用地取得や販売の事業実施のため設置しましたが、令和元年度末で当初の目的が完了したため廃止します。

（条例改正の施行日は全て令和2年4月1日）

令和元年度 補正予算

一般会計補正予算（第8号）

年度末のため、事業費の確定や経費の節減などにより、1億7159万円を減額し、総額112億1416万円となりました。

【主なもの】

ふるさと納税奨励事業

886万円

ふるさと寄附金の増加に伴い、返礼品や配送手数料等の経費が増加したため、886万円を追加しました。なお、歳入のふるさと寄附金では、1300万円を追加しました。

プレミアム付商品券事業

▲1億4280万円

プレミアム付商品券の販売数が当初の予定より少なかったことにより、1億4280万円の減額となりました。

未就学児集団移動経路安全確保緊急対策事業

836万円

国の補正予算により、道路の安全点検や指摘のあった箇所について改良工事を実施できる見込みとなったため、工事請負費として836万円を追加しました。

指定管理者の指定

『健康の森児童館』の指定管理者が決まりました

原案可決（賛成全員）

健康の森児童館では、これまで児童館と放課後児童クラブの運営を行ってききましたが、令和2年4月から芝根小学校内で放課後児童クラブを開設することとなりました。放課後児童クラブが無くなった後の児童館については、多様化する利用ニーズに効果的に対応し、サービスの維持向上とコスト削減を図るため、指定管理者制度を導入し管理運営を行っていきます。



指定管理者 特定非営利活動法人 おたがいさま

（玉村町飯倉1-79番地2）

指定の期間 令和2年8月1日～
令和5年3月31日まで

提案価格（初年度） 1337万3000円
（次年度以降） 1605万8000円